

YUBISUI NEWS

企業版

No. 111
2025

お知らせ 年末調整の書き方解説動画公開中!
/社労士法人WEBサイトオープンしました!

CONTENTS

注目の税制 02

退職所得の源泉徴収票、提出範囲の拡大と実務のポイント

労務プロセス 04

カスタマーハラスメントに対する措置の義務化について

労務プロセス 06

令和7年10月からの扶養の壁緩和について

法務TOPICS 07

住所等変更登記の義務化について

コンサルの現場から 08

補助金を企業成長の起爆剤とするには

相続事例 10

不動産小口化商品を活用した相続税対策

システム情報 11

ログインの今

お知らせ 12

年末調整の書き方解説動画公開中!

社労士法人WEBサイトオープンしました!



堺 事業部
税 理 士

瀬 田 健 人

企業、公益法人など多数の顧問先様を担当しており、相続対策にも応じます。今は、マラソンの完走が目標です。

退職所得の源泉徴収票、提出範囲の拡大と実務のポイント

現行制度上、退職金を支給した場合、全ての受給者に対して「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を交付する必要があります。また、受給者が役員である場合に限り、税務署と市区町村に対しても同源泉徴収票の提出が必要です。

令和7年度の税制改正により、この提出範囲が拡大され、役員だけでなく全ての受給者についても税務署と市区町村への提出が必要となりました。この改正は令和8年以降の退職者について適用されます。この機会に、退職金を支給した場合の会社側の手続きを整理しておきましょう。

本稿にて、一連の流れをわかりやすくまとめましたのでご参照下さい。

1 退職所得の受給に関する申告書

退職金支給日までに「退職所得の受給に関する申告書」を受給者に記入してもらい、会社に提出してもらいましょう。提出がない場合、退職金の20.42%が自動的に源泉徴収されることになります。

記入する内容は、受給者の氏名や住所、勤続期間などです。同年中、または過去に他社などからも退職金の支給を受けている場合にはその内容も記入してもらいます。この申告書に基づいて、退職金から天引きする源泉所得税や住民税を計算します。

2 退職所得、源泉所得税等の原則的計算方法

{収入金額(源泉徴収される前の金額) - 退職所得控除額(※)} × 1/2 = 退職所得

・ 退職所得 × 源泉所得税率(累進課税率) = 源泉所得税額

・ 退職所得 × 10% = 住民税の特別徴収額

※退職所得控除は、勤続20年までは1年ごとに40万円、21年目以降は70万円ずつ増加していきます。例えば、勤続23年の場合の退職所得控除は40万円 × 20年 + 70万円 × 3年 = 1,010万円です。この退職所得控除が退職金支給額を超えた場合、退職所得がゼロとなり、源泉所得税等は発生しません。(源泉所得税は発生しなくても、源泉徴収票の提出は必要です。)

例) 退職金1,500万円、勤続期間23年の場合の源泉所得税等

退職所得 : (1,500万円 - 1,010万円) × 1/2 = 245万円

源泉所得税等 : (245万円 × 10% - 97,500円) × 102.1% = 150,597円(国税庁HP税率表参照)

住民税 : 245万円 × 10% = 245,000円(一定税率)

3 源泉所得税、住民税の納付

源泉所得税等が発生する場合は、源泉所得税を税務署へ、住民税を市区町村へそれぞれ納付します。

納付期限は、原則退職月の翌月 10 日です。

4 退職所得の源泉徴収票の交付、提出

(改正前：令和 7 年中の退職者の場合)

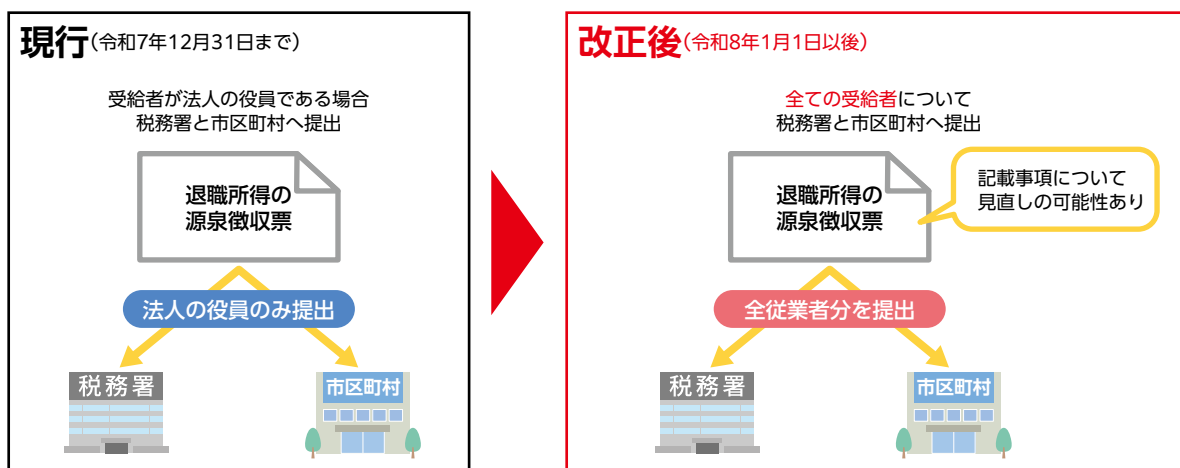
- 退職金受給者への交付・・・退職後 1 か月以内に**全ての退職金受給者**へ交付
- 市区町村への提出・・・**受給者が役員の場合のみ**、退職後 1 か月以内に提出
- 税務署への提出・・・**受給者が役員の場合のみ**、退職後 1 か月以内に提出
- ※税務署への提出は、翌年 1 月末までに 1 年分まとめて提出可

(改正後：令和 8 年以降の退職者の場合)

- 退職金受給者への交付・・・退職後 1 か月以内に**全ての退職金受給者**へ交付
- 市区町村への提出・・・**全ての退職金受給者**について退職後 1 か月以内に提出
- 税務署への提出・・・**全ての退職金受給者**について退職後 1 か月以内に提出
- ※税務署への提出は、翌年 1 月末までに 1 年分まとめて提出可

【改正の内容】

◆退職所得の源泉徴収票の提出が税務署・市区町村共に一律義務化(いずれも**居住者**が対象)



5 まとめ

退職所得の源泉徴収票は、現行制度においても全受給者に対して交付が必要(源泉所得税が発生しない場合も同様)です。税務署と市役所の提出が必要なのは役員のみですが、改正により令和 8 年以降の退職から、全受給者が対象となります。退職金を支給する場合は、源泉徴収票の作成を忘れないようにしましょう。



社 労 東 京 事 業 部
社 会 保 険 労 務 士

篠原里奈

神奈川県出身の篠原です。趣味は舞台観劇とサンリオキャラグッズの収集です。ミャクミャクは可愛いと思う派です。

カスタマーハラスメント に対する措置の義務化について

昨今、様々なハラスメントが取り上げられるようになりました。

その中でも「カスタマーハラスメント(カスハラ)」について、事業主に対策を義務づける法律(以下、カスハラ法)が2025年6月に国会で可決されました。施行は早ければ2026年10月頃と見込まれています。

本稿では、社会全体の関心が高まるカスハラについてご案内いたします。

カスハラとは

カスハラは、次の3つの要件をすべて満たすものと定義されています。

- (1) 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者による行為であること
- (2) 社会通念上相当な範囲を超えた言動であること
- (3) 労働者の就業環境が害されること

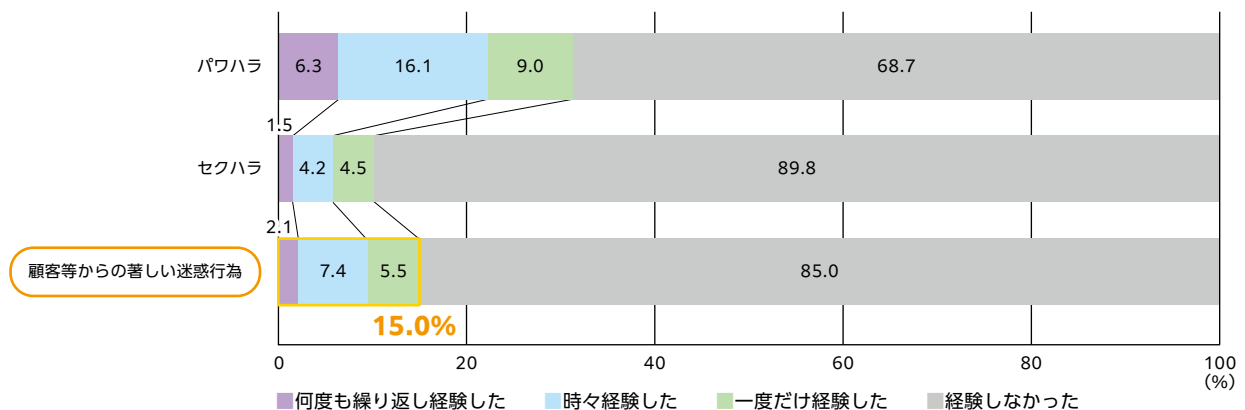
要求内容が妥当でも、その手段が社会通念上不相当であればカスハラとされ、逆に手段が相当でも要

求内容が著しく妥当性を欠く場合にはカスハラとなります。

つまり、行き過ぎたクレームや度を越した要求がカスハラにあたるということです。

パワハラやセクハラに比べると件数は少ないものの、カスハラ相談件数は年々増加しています。適切なクレームはサービス改善に必要ですが、過剰な要求は業務に支障をきたし、大きな損失を招きかねません。こうした状況を踏まえ、2026年の施行を目指してカスハラ対策法が成立しました。

過去3年間にハラスメントを受けた経験



(調査対象: 全国の20~64歳の男女労働者(n=8,000))
(出典: 令和2年度 厚生労働省 職場のハラスメントに関する実態調査)

事業主はどのような対策を取るべきか

そもそも、なぜ事業主に対策が求められるのでしょうか。

労働契約法第5条では「事業主の安全配慮義務」が定められています。これは、労働契約を締結した以上、事業主は労働者を危険から保護する義務を負うというものです。つまり、カスハラによって労働者が心身に重大なダメージを受けることがないように、事業主が対策を講じなければなりません。

これを怠ると、事業主に賠償責任が発生する場合があります。

裁判例①

カスタマーハラスメントに対して不適切な対応をとったことで賠償責任が認められた事例(一般企業事例に類似するもの)

市立小学校の教諭が児童の保護者から理不尽な言動を受けたことに対し、校長が教諭の言動を一方的に非難し、また、事実関係を冷静に判断して的確に対応することなく、その勢いに押され、専らその場を穏便に収めるために安易に当該教諭に対して保護者に謝罪するよう求めたことについて、不法行為と判断し、小学校を設置するA市及び教員の給与を支払うB県は損害賠償責任を負うと判断されました。

〈甲府地判平成30年11月13日より要約〉

今回の法律では、事業主に「雇用管理上の措置義務」を課しています。すなわち、労働者の就業環境が害されないよう、カスハラ防止の仕組みや適切な対応体制を整備する必要があります。

今後、措置義務の内容を定めた指針が公表されますが、従来のハラスメント指針から想定される内容は以下のとおりです。

○事業主の方針等の明確化およびその周知・啓発

- ・カスハラに対する会社の対応方針を明確化し、就業規則等に規定する
- ・社内報やパンフレット、社内ホームページ等を通じて全従業員に周知する
- ・管理職を含む全従業員に対して定期的な研修・教育を実施する

育を実施する

○相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ・社内相談窓口を設置し、窓口担当者や外部専門家(弁護士等)との連携体制を構築する
- ・面談、電話、メールなど多様な手段で相談しやすい状況を整備する

○カスハラに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ・必要に応じて顧客・取引先に対して適切な対応を行う
- ・再発防止に向けた措置を講じる

また、カスハラとは性質は異なりますが、事業主から就活生に対するいわゆる「就活セクハラ」についても本改正で触れられています。

事業主に対して、求職者の就職活動を阻害する言動を行わないように注意し、また相談を受けたことを原因として不利益な取り扱いをしないことという内容が述べられています。

就職セクハラについても同様に具体的指針が発表される予定です。

以上、カスハラ法のご案内でした。

カスハラへの対応は、単なる「防止策」ではなく、従業員を大切にせる企業文化を築く第一歩です。

従業員が安心して働ける環境は、最終的に顧客満足の向上にもつながります。

今回の法整備をきっかけに、職場と顧客との関係をより健全で持続可能なものへと進化させていきたいものです。



参照 厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000915233.pdf>



社 労 東 京 事 業 部
社 会 保 険 労 務 士

篠原里奈

神奈川県出身の篠原です。趣味は舞台観劇とサンリオキャラグッズの収集です。ミャクミャクは可愛いと思う派です。

令和7年10月からの 扶養の壁緩和について

2025年10月1日より、健康保険の被扶養者認定基準が一部見直されます。特に影響があるのは、19歳以上23歳未満の扶養家族を持つ方です。

今回の改正では、被保険者の配偶者を除き、この年齢層に該当する子などについて、年間収入基準が従来の「130万円未満」から「150万円未満」に緩和されます。

年齢の判定方法

この年齢判定は、その年の12月31日時点の年齢で行われます。学生であるか否かを問わず、あくまで年齢により判定を行います。

誕生日は前日で年齢が加算される民法のルールに従うため、例えば次のような取扱いになります。

2026年10月に19歳となる方は、
その年は「150万円未満」が基準

2030年10月に23歳となる方は、
その年から再び「130万円未満」が基準

他の要件は従来どおり

- ①同居・別居の有無に応じた判定条件（収入が被保険者の半分未満、または仕送り額未満であること）
- ②年収判定は「今後1年間の見込み収入」で判断する方式

これらは従来どおり適用されます。

特に年収判定はあくまで今後の見込みであるという点は勘違いしやすく、質問も多い箇所です。源泉徴収票の金額や過去1年間の総支給額ではない点に留意しましょう。

実務上の留意点

改正内容は2025年10月1日以降の認定から適用され、それ以前にさかのぼって適用することはできません。また、本改正の対象者に配偶者は含まれていません。ここでいう配偶者とは、健康保険法等における取扱いと同様、法律婚のみならず、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含まれます。

おおよその枠組みは上記のとおりですが、健康保険組合は必要となる書類が異なる場合があるため、事前に確認しておくことが望ましいです。

今回の改正により、大学生など一定年齢の子どもを扶養に入れやすくなります。税法でも特定親族特別控除が新設され、19～23歳未満の子どもの扶養要件が緩和されています。労働力が不足している今、様々な形で「扶養の壁」を低くしようと行政が画策した結果です。制度をよく理解して、誤解や不利益が生じないように注意して社員に案内しましょう。



登記事業部
司法書士

柏本 直輝

前職は電車の運転士。法律や登記制度に詳しくない方にも、わかりやすくお伝えできる司法書士を目指します。

住所等変更登記の義務化について

義務化のポイント

令和8年4月1日から、不動産の所有権登記名義人（個人・法人を問わず）は、住所や氏名、名称などに変更があった場合、その日から2年以内に変更登記を申請することが義務付けられます。正当な理由なく申請を怠ったときは、5万円以下の過料が科される可能性があります。

あわせて同日から、所有権登記名義人の負担軽減を目的として、事前に無料の手続きを行うことで、法務局が職権で住所等変更登記を実施する「スマート変更登記」の制度も始まります。

住所等変更登記とは

所有権登記名義人が個人の場合は、結婚による氏名変更や、引っ越しに伴う住所変更があったときに行う変更登記のことです。

所有権登記名義人が法人の場合は、社名変更による名称変更や、本店移転による住所地変更があったときに行う変更登記のことです。

スマート変更登記とは

事前に簡易な手続きをしておくことで、住所や氏名等の変更があった時に、法務局が代わりに変更登記を行う制度で、登録免許税などの費用も不要です。

個人の場合は、氏名のふりがな、生年月日、メールアドレスなどの「検索性情報の申出」、法人の場合は「会社法人等番号の登記」をすれば、利用する

ことが可能です。

個人の場合、法務局が定期的に住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）に照会し、住所等に変更があれば本人の同意を得て、職権で変更登記を行います。法人の場合、商業・法人登記上で住所等に変更があれば不動産登記システムに通知され、職権で変更登記が行われます。「検索性情報の申出」および「会社法人等番号の登記」については、既に制度が開始されています。

住所等変更登記の期限

所有権登記名義人の住所や氏名等に変更があった日から、2年以内に変更登記をする必要があります。令和8年4月1日より前に住所等を変更した場合で、変更登記がされていないものについては、令和10年3月31日までに変更登記をする必要があります。

まとめ

住所等変更登記が義務化される背景としては、不動産登記簿を見ても、所有者やその連絡先が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や民間取引・公共事業の妨げとなるなど、社会問題となっていることがあります。令和6年4月からは不動産の相続登記も義務化され、所有者不明土地問題の解決を図ろうとしています。

住所等変更登記や相続登記の義務化について、ご不明な点がございましたら、ゆびすい登記事業部までお気軽にご相談ください。



経営コンサルティング事業部

田村 健一

大手商社や人材会社の営業を経て入社。最近のモットーは「点滴穿石」。経営に“ウルトラC”はないと考えているので、顧問先様の着実な成長をご支援いたします。

補助金を企業成長の起爆剤とするには

コロナ禍やデジタル化対応、景気対策の一環として、中小企業の底上げを狙った“補助金制度”が数多く公募されています。中小企業にとって、補助金制度をうまく活用できれば、事業の成長を加速させる起爆剤になりますが、「要項が複雑過ぎる」「申請書を作成する時間が無い」といった理由から、申請を断念する事業者も少なくありません。こうした背景から、申請者の事業プランの概要のみをヒアリングし、『採択されやすい事業計画書の作成』を請け負うコンサルティングファームも多く存在します。

これに対し、私たちが心がけている補助金支援は、「採択だけを目的とした請負型」ではありません。私たちは、補助金を“事業成長の手段”として活用し、経営者の想いを実現するために伴走します。本コラムでは、私たちが実施する補助金支援事業の一端をご紹介します。

私たちの支援スタンスは“共に考え、共に創る”

補助金を受給したにもかかわらず、その後の事業が軌道に乗らずに、負債だけが残ってしまう事例を、私たちは数多く見てきました。その多くは「補助金ありき」で計画を進め、実現性や収益性の検証を十分に行わないまま走り出した結果です。

私たちが重視するのは採択そのものではなく、その先にある事業の成功です。つまり「補助金ありき」ではなく「事業ありき」です。だからこそ丸投げ型の代行は行わず、経営者との対話を重視し、経営者と共に実現可能な計画を組み立てます。

私たちの支援スタンスは常に「共に考え、共に創る」ことにあります。

補助金申請までのステップ

ここでは、食品卸売業を営むA社のケースを例に、ご支援の流れをご紹介します。

① 初回ヒアリング面談

補助金の申請要件自体は十分に満たしており、計画書の工夫次第では採択される可能性もありました。しかし、事業の独自性や競争力の面では不安があり、このままでは事業が途中でとん挫するリスクが高いと判断しました。その理由を率直に社長へお伝えすると、ご納得いただき、「事業内容から見直し、計画を再構築してほしい」と前向きにご依頼いただき、ご契約に至りました。

② 契約後、週1回の面談（約4～6回）

※必要に応じて回数は前後します

(1) 事業の強み・弱みを客観的に分析

ここでは、私たちが感じた不安要素の一例を紹介します。具体的には、独自性の無さです。

通常、新規事業に対して知見が無い場合は、既存事業で培ったリソースを活かし、差別化を図ることが基本です。自社の実績や強みを踏まえられない唐突な事業構想は、環境変化が激しい市場環境においては、むしろリスクを高めます。A社は“自社が卸している食品を提供する”点ではリソースの活用を図って

いましたが、近隣飲食業との差別化は不十分でした。そこで、取引実績を「商品」「顧客」ごとに整理し、どの資源を新事業に活かせるか、どのリスクが想定されるかを私たちが分析し、その結果を踏まえて社長と戦略を練り直すことにしました。

(2)補助金制度に適した計画の共同構築

分析の結果、A社には“自社ブランド（OEM品）を幼稚園・保育園への直接卸”、“幼児嗜好の把握”“地域の保護者からの信頼”といった強みが明確になりました。当初の計画では、“地域の住人が気軽に立ち寄れる憩いのカフェ”とターゲットやサービスが漠然としていましたが、強みを反映させることで、『自社ブランド食品を活かした地域のママ友コミュニティ広場』へと再設計しました。

これにより、ターゲットも“5歳以下の子どもを持つ主婦（夫）層”に絞られ、提供サービスも“子どもが友達と遊べるスペース”“豊富な幼児向けメニューとそのテイクアウト”など近隣カフェとの差別化要素を備えることができました。

(3)計画書のブラッシュアップはお客様ご自身で

もちろん、強みを活かしたコンセプトもすぐに形になるわけではありません。実現には様々な課題があり、週1回の打合せを重ね、意見を出し合いながら計画を磨き上げました。

例えば、広告宣伝の方法です。子育てサロンや児童館など既存の場とどう違うのか、利用者にどう伝えるかを検討する必要性がありました。私たちは小規模事業者の宣伝セオリーを持っていますが、経営者自身が考えに落とし込まなければ実運用で機能しま

せん。

そこで私たちがヒントを示しつつ、意思決定はお客様に担っていただきました。具体的には、「リソース活用度」「費用対効果」「ターゲットへのリーチ度」など様々な基準で比較（※下記図解参照）し、私たちが提供するチェックリストで点数付けを実施してもらいました。その結果、『近隣園からお迎え後の談話の場として紹介をしてもらおう』という施策に決まりました。

園を介した紹介は、直接的なリーチに加え、保護者同士の口コミにもつながる効果があり、高く評価できる選択となりました。このように、経営者自身が考えるプロセスを大切にすることで、事業の実現性だけでなく、持続性も高まります。

「補助金を通す」から「補助金を活かす」経営へ

多くの経営者は、「もし採択されなかったら申請費用が無駄になってしまう」と思います。しかし、私たちが一緒に取り組むプロセスは、単なる申請のための準備にとどまりません。経営の棚卸しと再構築につながる、本質的な“事業戦略の再設計”そのものです。

補助金制度は、使い次第で“成長の起爆剤”にも“借入金のみが残る負の遺産”にもなります。だからこそ、「採択されること」だけに目を向けるのではなく、自社にとって本当に必要な投資や取り組みは何かを見極め、そのうえで計画を描くことが大切です。

広告宣伝方法（候補）					
評価項目	評価基準	SNS	口コミ紹介	イベント	備考
リーチ力	想定ターゲットを絞れる	5	4	2	
即効性	効果が出るまでの速さ	2	3	4	
費用対効果	コストに見合う成果か	2	4	2	
信頼性	自社のブランド棄損をしないか / 高められるか	3	5	5	
リソース活用度	既存人員 / 資産で可能か	3	5	2	
継続性	継続して実施可能か	4	3	1	
合計点		19	24	16	



相続専門部

難波 律

相続専門部の難波です。趣味はSF作品を観ること・読むこと・学ぶことです。生きているうちに火星ぐらいは行ってみたい！

不動産小口化商品を 活用した相続税対策

1 はじめに

「相続税対策」と検索すると、不動産投資を活用したスキームをよく目にします。これは、不動産の相続税評価額が実際の資産価値に比べて低く算定される傾向にあることや、賃貸用物件に係る評価減などにより、相続税評価額が大幅に下がることで、相続税の節税効果が期待できるためです。

しかしながら「投資」である以上、一定のリスクは存在します。その一つが「空室リスク」です。空室率が高まることで赤字が拡大し、不動産を売却しても損失を補填できない事態に陥る可能性もあります。一方で、空室リスクの低い優良物件は、取得に必要な元手が高額になるケースが多い…

こうしたリスクを極力減らし、なおかつ相続税対策としての効果も十分期待できるのが、「不動産小口化商品」です。今回は任意組合型の不動産小口化商品についてご紹介いたします。

2 商品の概要

- ① 任意組合を組成し、空室リスクの極めて低い都心のテナントビルを購入します。
- ② 1口百万円程度で、運用期間は10年以上で募集されるものが多いです。
- ③ 平均的なネット利回りはおおよそ2%前後です。
- ④ 相続税の計算上、投資者は当該不動産を所有しているものとして扱われ、小規模宅地等の特例など、相続税の計算上有利な制度を活用することが可能です。

3 節税効果

【前提】

- ・相続人：子2人
- ・財産：現預金3億円のみ。
- ・総口数2,000口、1口100万円の商品を100口購入。
- ・相続税評価額：100口当たり1,140万円（小規模宅地等の特例を適用）

※相続税評価額は、令和7年度路線価・令和6年度固定資産税評価額に基づく概算です。

	購入前	購入後
現預金	3億円	2億円
不動産	0円	1,140万円
財産額合計	3億円	2億1,140万円
相続税額	6,920万円	3,682万円
		節税額 3,238万円

★ご興味のある方は是非、弊社担当者又は相続専門部へご相談ください。

(注) 本事例はあくまで一例であり、立地条件等により金額は変動する可能性があります。



ログインの今

皆さんが日常的に利用している「ログイン」。この「ログイン」の仕組みは、ここ数十年で大きく進化してきました。かつては「IDとパスワード」の組み合わせが一般的でしたが、セキュリティ上の課題や利便性向上のニーズから、さまざまな認証方法が登場しています。

今回はその代表的な認証方法をご紹介します。



IT 戦略室

村杉 直紀

IT 戦略室東京勤務の村杉と申します。
最近第一子が誕生し、仕事と育児の両立に日々奮闘しています。

1 | ID・パスワード認証

最も一般的なログイン方法です。多くのシステムで「ID（ユーザー名）」と「パスワード」の組み合わせが利用されています。ただし「123456」や誕生日、社名など推測されやすいパスワードや、複数サービスでの使い回しは依然として多く、非常に危険です。

2 | 二段階認証

ID・パスワードに加えて、もう一つの要素で確認を行う方法です。代表的なものに「スマートフォンに送られる確認コード（SMS）」や「認証アプリによるワンタイムパスワード」があります。これにより、パスワードだけの場合に比べて格段に安全性が高まり、不正アクセス防止に効果的です。ただしSMS認証は便利な反面、他人になりすましSIMカードを乗っ取る「SIMスワップ」などのリスクもあり、認証アプリや物理セキュリティキーと併せて利用することがより安全とされています。

3 | 生体認証

指紋や顔、虹彩など、人の体の特徴を利用した認証方法です。スマートフォンやパソコンでも一般的になっており、「パスワードを覚えなくても良い」という利便性があります。人の身体的特徴を使うため盗用や推測が難しく、安全性も高いとされています。

ただし、100%安全ではなく、機器の故障やセンサー誤認識、偽造リスクもゼロではありません。そのため、多要素認証の一部として活用するのが一般的です。

4 | パスキー (Passkey)

最近注目されている新しい認証方式で、FIDO2規格に基づいています。端末に保存された秘密鍵を用いて認証を行い、本人確認には指紋や顔認証を利用します。

「パスワードを覚える必要がない」ことや「フィッシングに強い」ことが大きな特徴です。

Google や Apple、Microsoft など大手企業が対応を進めており、一部サービスではすでに利用可能ですが、まだすべてのサービスに広がっているわけではありません。今後の普及が期待されます。

〈パスワード管理のポイント〉

便利な仕組みが増えてきましたが、多くのサービスでは依然として「ID・パスワード認証」が主流です。そこで重要になるのが日々のパスワード管理です。

・長さは12文字以上

英数字や記号を組み合わせ、できるだけ長く設定しましょう。米国標準技術研究所（NIST）の最新ガイドラインでは、従来の「必ず大文字・小文字・記号を混ぜる」といった複雑なルールや、定期的な強制変更は廃止されています。代わりに「最低8文字以上、最大64文字を許容し、長いパスワードの利用を推奨」しています。

・使い回しをしない

1つのサービスから漏れると、他のサービスまで危険にさらされます。

・パスワードマネージャを活用

専用アプリを使えば、複雑なパスワードを自動で作成・保存してくれます。覚えるのは「マスターパスワード」1つだけで済みます。

ログイン認証の仕組みは進化していますが、まだまだパスワードの管理は欠かせません。

「長く」「使い回さず」「マネージャで管理」この3つを意識するだけでセキュリティは大きく高まります。

安心してシステムを利用するために、今日から少しずつ実践してみたいかがでしょうか。

 **YouTube** で公開中！

ゆびすいグループ



年収の壁動画も要チェック！



令和7年度の年末調整は要注意！？

毎年好評の『年末調整の書き方』解説動画を配信！



上記QRコードまたは、
下記URLよりご視聴いただけます

<https://youtu.be/PZFZEKYPIHE>

社労士法人WEBサイト

オープンしました！

ゆびすい労務センターでは、
お客様により快適にご利用いただけるよう、
Webサイトを作成いたしました。

セミナー情報や
助成金情報を掲載

手続き様式の
ダウンロードも可能

※顧問先様限定

最新のお知らせ
お役立ちコラムを
タイムリーに提供

ぜひ一度
ご覧ください

<https://yubisui-r.jp/>

社会保険労務士法人ゆびすい労務センター

拠点 大阪本社（堺）/福岡/東京/名古屋

